

広島県選挙管理委員会告示第三十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として別表のものを指定した。

平成二十九年八月三十一日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の種類	施設の名称	所在地	指定年月日
老人ホーム	特別養護老人ホームやすらぎ	山県郡北広島町大朝13435番地1	平成29年8月22日